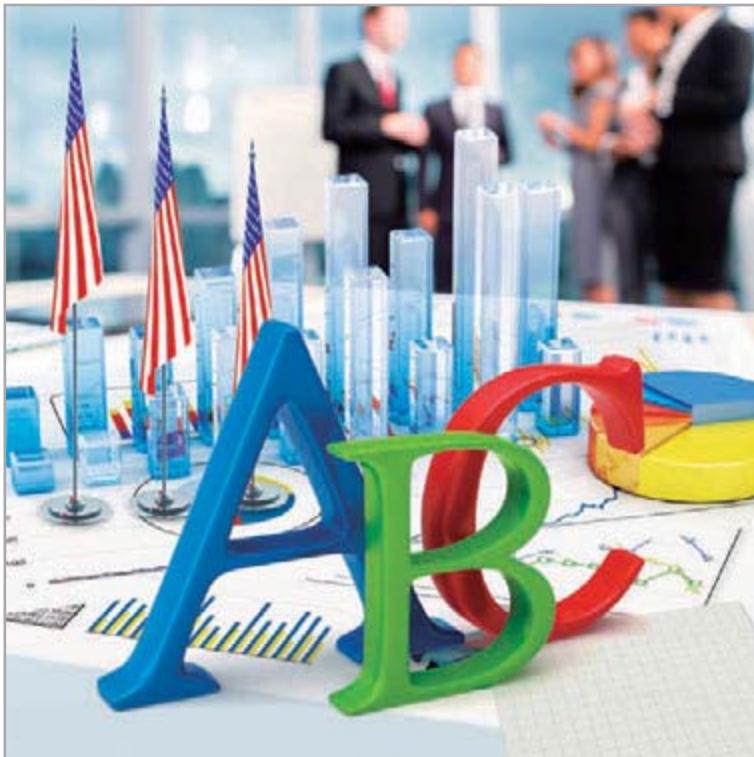


使用開始日 2020年10月5日

投資信託説明書(交付目論見書)

米国ABC戦略ファンド (1倍コース／3倍コース／5倍コース)

追加型投信／海外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

みずほ信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00 (営業日のみ)
0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

❖各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

米国ABC戦略ファンド(1倍コース)：1倍コース

米国ABC戦略ファンド(3倍コース)：3倍コース

米国ABC戦略ファンド(5倍コース)：5倍コース

❖各ファンドの総称を「米国ABC戦略ファンド」とします。

〈各ファンド共通〉

商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	債券 その他債券	年2回	北米	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名 大和アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1959年12月12日

資本金 151億74百万円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 17兆8,686億58百万円

(2020年7月末現在)

- 本文書により行なう「米国ABC戦略ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2020年9月18日に関東財務局長に提出しており、2020年10月4日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

ファンドの目的

各ファンドの目的は、次のとおりです。

1倍コース

連動債券への投資を通じて、米国の株式、リートおよび債券ならびに金に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

3倍コース 5倍コース

連動債券への投資を通じて、米国の株式、リートおよび債券ならびに金に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色



主として、連動債券^{※1}への投資を通じて、米国の株式、リートおよび債券^{※2}ならびに金に実質的に投資します。

※1 連動債券について、くわしくは「投資対象債券の概要」をご参照下さい。

※2 米国の債券とは、米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債券、米ドル建新興国債券等をいいます。

委託会社の独自モデルに基づき、以下の方針で資産配分比率を変更します。

- 景気サイクルの局面判断によって投資対象資産の配分比率を調整します。
- 市場リスクが急激に高まったと判断した場合には、資産配分比率を切り替えることで、基準価額下落リスクの抑制をめざします。



リスク水準の異なる3つのコースがあります。

1倍コース：実質的に純資産総額と概ね同等額の投資を行ないます。

3倍コース：実質的に純資産総額の概ね3倍相当額の投資を行ないます。

5倍コース：実質的に純資産総額の概ね5倍相当額の投資を行ないます。

※市場環境および設定・解約による資金動向により、実質的な投資額がそれぞれ上記に定める水準から乖離する場合があります。

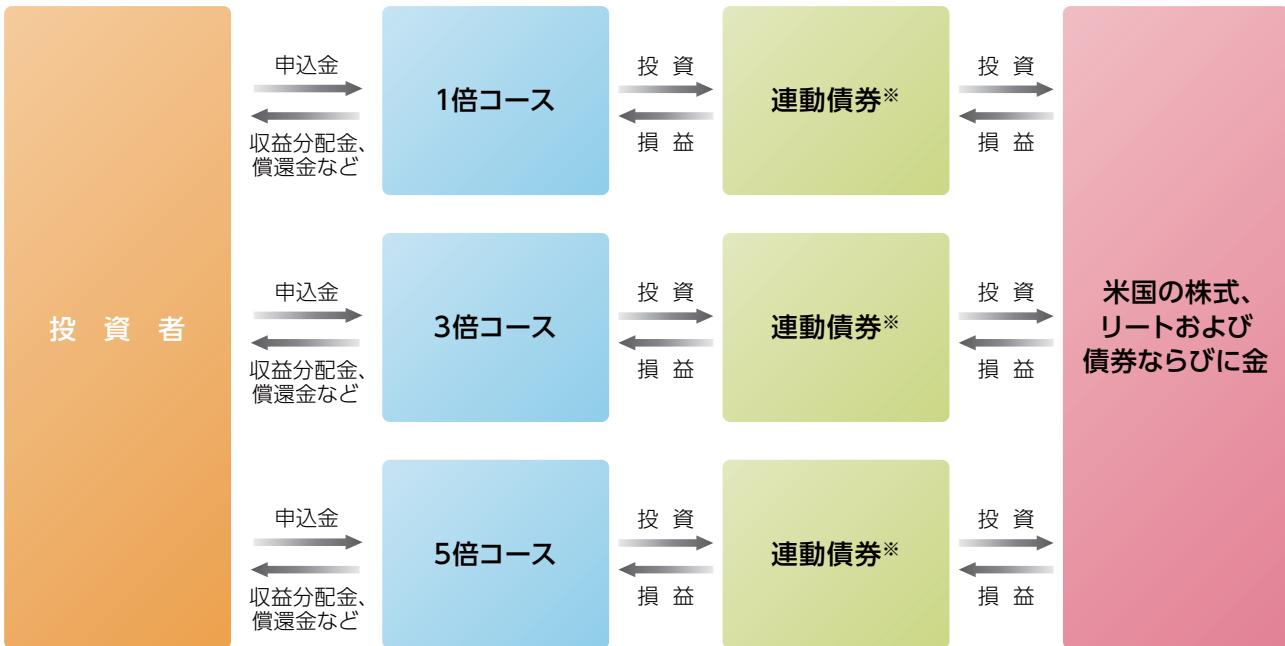
※「3倍コース」「5倍コース」のリターン水準はそれぞれ「1倍コース」のリターンの3倍、5倍になるものではありません。

販売会社によっては3つのコースのうち、一部のコースのみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 連動債券を通じて、米国の株式、リートおよび債券ならびに金の投資成果を享受します。



*「1倍コース」「3倍コース」「5倍コース」はそれぞれ異なる連動債券に投資します。連動債券について、くわしくは「投資対象債券の概要」をご参照下さい。

- 連動債券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

※実質組入外貨建資産は、リターン(損益)部分のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎年4月4日および10月4日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2021年4月4日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

追加的記載事項

[投資対象債券の概要]

[1倍コース]

発行体／発行形態	ジー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ／円建て担保付連動債券
連 動 対 象	Daiwa US ABC Strategy Index
特 色	<p>①原則として、Daiwa US ABC Strategy Indexの値動きに100%程度連動します。連動割合については、原則日次でリバランスされます。</p> <p>※Daiwa US ABC Strategy Indexは、景気サイクルの局面判断によって米国の株式、リートおよび債券ならびに金の配分比率を調整し、市場リスクが急激に高まった場合には、資産配分比率を切り替える指標です。</p> <p>※米国の債券とは、米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債券、米ドル建新興国債券等をいいます。</p> <p>②為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。</p>
利 払 い 回 数	なし
報 酬 等	債券の評価額に対して年率0.05%程度 ただしその他、運用コスト等の費用がかかります。
信 用 格 付 け	発行体格付けとしてMoody's:Aa2／S&P:A+／Fitch:AA ただし、担保については発行体から分別管理されています。

※上記は目論見書作成時点での情報に基づくものであり、今後、記載内容が変更となる場合、投資対象債券が変更となる場合等があります。

[3倍コース]

発行体／発行形態	ジー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ／円建て担保付連動債券
連 動 対 象	Daiwa US ABC Strategy 3X Index
特 色	<p>①原則として、Daiwa US ABC Strategy 3X Indexの値動きに100%程度連動します。連動割合については、原則日次でリバランスされます。</p> <p>※Daiwa US ABC Strategy 3X Indexは、景気サイクルの局面判断によって米国の株式、リートおよび債券ならびに金の配分比率を調整し、市場リスクが急激に高まった場合には、資産配分比率を切り替える指標です。実質的にDaiwa US ABC Strategy Indexの概ね3倍相当額の投資を行ないます。</p> <p>※米国の債券とは、米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債券、米ドル建新興国債券等をいいます。</p> <p>②為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。</p>
利 払 い 回 数	なし
報 酬 等	債券の評価額に対して年率0.25%程度 ただしその他、運用コスト等の費用がかかります。
信 用 格 付 け	発行体格付けとしてMoody's:Aa2／S&P:A+／Fitch:AA ただし、担保については発行体から分別管理されています。

※上記は目論見書作成時点での情報に基づくものであり、今後、記載内容が変更となる場合、投資対象債券が変更となる場合等があります。

[5倍コース]

発行体／発行形態	ジー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ／円建て担保付連動債券
連 動 対 象	Daiwa US ABC Strategy 5X Index
特 色	<p>①原則として、Daiwa US ABC Strategy 5X Indexの値動きに100%程度連動します。連動割合については、原則日次でリバランスされます。</p> <p>※Daiwa US ABC Strategy 5X Indexは、景気サイクルの局面判断によって米国の株式、リートおよび債券ならびに金の配分比率を調整し、市場リスクが急激に高まった場合には、資産配分比率を切り替える指標です。実質的にDaiwa US ABC Strategy Index の概ね5倍相当額の投資を行ないます。</p> <p>※米国の債券とは、米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債券、米ドル建新興国債券等をいいます。</p> <p>②為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p>
利 払 い 回 数	なし
報 酬 等	債券の評価額に対して年率0.50%程度 ただしその他、運用コスト等の費用がかかります。
信 用 格 付 け	発行体格付けとしてMoody's:Aa2／S&P:A+／Fitch:AA ただし、担保については発行体から分別管理されています。

※上記は目論見書作成時点での情報に基づくものであり、今後、記載内容が変更となる場合、投資対象債券が変更となる場合等があります。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 価格変動リスク・ 信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株価の変動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
リートの価格変動	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
公社債の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 ハイイールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。ハイイールド債券は、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
金の取引価格の変動	金の取引価格は、様々な要因(商品の需給関係の変化、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、技術発展等)に基づき変動します。 当ファンドの基準価額は、金の取引価格の変動の影響を受け、投資元本を割込むことがあります。
 連動債券への 投資に伴うリスク	当ファンドが投資対象とする連動債券において、連動債券が追加発行されないこととなる場合および連動債券の早期償還事由が生じた場合は、予想外の損失を被る可能性があります。 連動債券の発行体がスワップ取引を活用した場合で、スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合には、予想外の損失を被る可能性があります。

	「3倍コース」および「5倍コース」では、連動債券を通じて純資産規模を上回る投資を行なうことから、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。
	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
そ の 他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 また、連動債券の値付業者の財務状況が著しく悪化した場合などには、当該債券の流動性が著しく低下する可能性があり、その影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 連動債券への投資においては、一般に借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通して、運用リスクの管理を行ないます。

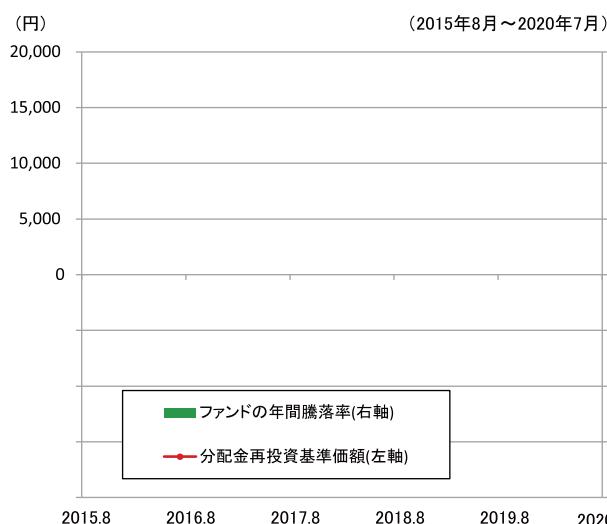
投資リスク

参考情報

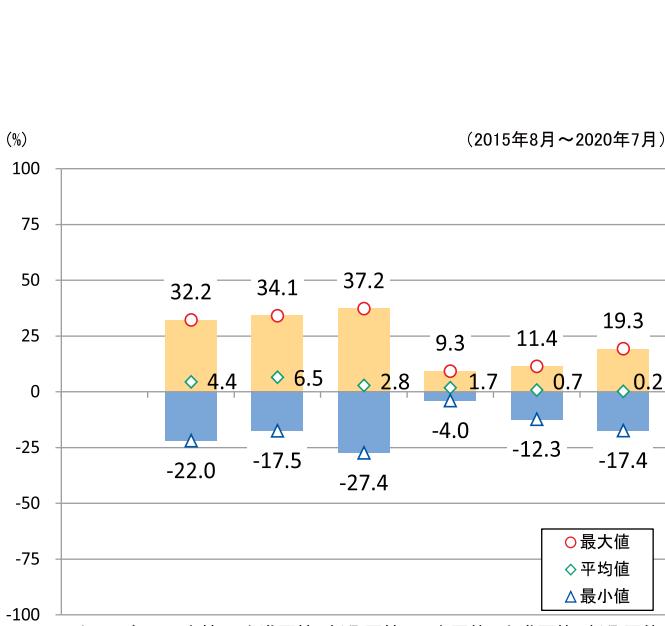
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

- [米国ABC戦略ファンド(1倍コース)]
- [米国ABC戦略ファンド(3倍コース)]
- [米国ABC戦略ファンド(5倍コース)]



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

- 日本 株: 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指標について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指標値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成されていますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2020年10月5日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、2020年10月5日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、2020年10月5日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、2020年10月5日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換 金 单 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所、シカゴ・マーカンタイル取引所、シカゴ・オプション取引所、ニューヨークの銀行または香港の銀行の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	2020年10月5日から2021年12月28日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	2025年10月3日まで(2020年10月5日当初設定) 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
	繰上償還	◎次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年4月4日および10月4日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2021年4月4日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。
	信託金の限度額	各ファンドについて1,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。 ※2020年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3% (税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.2375% (税抜1.125%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.4%
	販売会社	年率0.7%
	受託会社	年率0.025%
投資対象とする連動債券	「1倍コース」年率0.05%程度 「3倍コース」年率0.25%程度 「5倍コース」年率0.50%程度	連動債券にかかる費用等です。
実質的に負担する運用管理費用の概算値	「1倍コース」 年率1.2875% (税込)程度 「3倍コース」 年率1.4875% (税込)程度 「5倍コース」 年率1.7375% (税込)程度 (連動債券にかかる費用等を含めたものです。実際の組入状況等により変動します。)	
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 当ファンドおよび連動債券における「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。